

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南山城村は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

南山城村長

公表日

平成27年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	住民台帳システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 岸田 秀仁
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南山城村総務課 京都府相楽郡南山城村北大河原久保14-1 0743-93-0102
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南山城村総務課 京都府相楽郡南山城村北大河原久保14-1 0743-93-0102

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

